

目次

手帖を使うことでの基本的な考え方

NPO型福祉避難所とは

私たちが目指す NPO型福祉避難所の概要

私たちが目指すNPO型福祉避難所の位置づけ

NPO型福祉避難所へ入所するには

NPO型福祉避難所を皆で作らしましょう

NPO型福祉避難所の状況を知るには

災害時要援護者自身も日頃から自助活動しましょう

NPO型福祉避難所での災害時要援護者に対する留意事項

NPO型福祉避難所の場とは

NPO型福祉避難所における健康維持の場

NPO型福祉避難所における生きがいもてる場

福祉避難所に必要な器材・備蓄品

NPO型福祉避難所を支援する人材登録制度

NPO型福祉避難所と在宅医療支援機関との連携

公的避難所等への対応

NPO型福祉避難所の具体的なメンバー

災害時における取り組み

おわりに

手帖を使うことでの基本的な考え方

【協助による活動】

災害時対策の重要な取り組みとして「自助」「公助」「共助」が推進されていますが、私たちはさらに「協助」という新しい概念を取り入れることにより、地域力の醸成が進み、より強力な防災・減災体制が構築できるものと考えています。

協助とは「自助、公助、共助を包括し、社会貢献意識の醸成による参加意識の高い自然人や組織をネットワーク化し、それぞれがもつ有効資源を出し合い、協力して個々の事業目的を達成する働きのこと」です。

NPO型福祉避難所とは

在宅要援護者が安心して地域生活や社会参加できるよう、災害時に備え、障害があっても介護が必要になっても配慮された避難生活を送る事ができる支援体制の構築を目的として、「NPO等民間機関の構築・運用による小規模ながら多機能な福祉避難所（NPO型福祉避難所と称す）」のことを言います。

在宅要援護者が災害時に直面する多くの課題の一つに、避難移動先の「一時的な生活維持」の場づくりがあります。

この避難所には要援護者が必要とする食事や各種の機器が必要となります。そこで、私たちは自宅の近くで一時的に避難し、かつ食糧などが1～3日間用意されている場「いつでも、どこでも安心して、生きる力を持ち続けるための支えあう場」を「NPO型福祉避難所」としています。

* 要援護者とは：「要介護者、障害者等日常生活を送ることになんらかの援護を必要とする方々」のことをいいます。

私たちが目指す

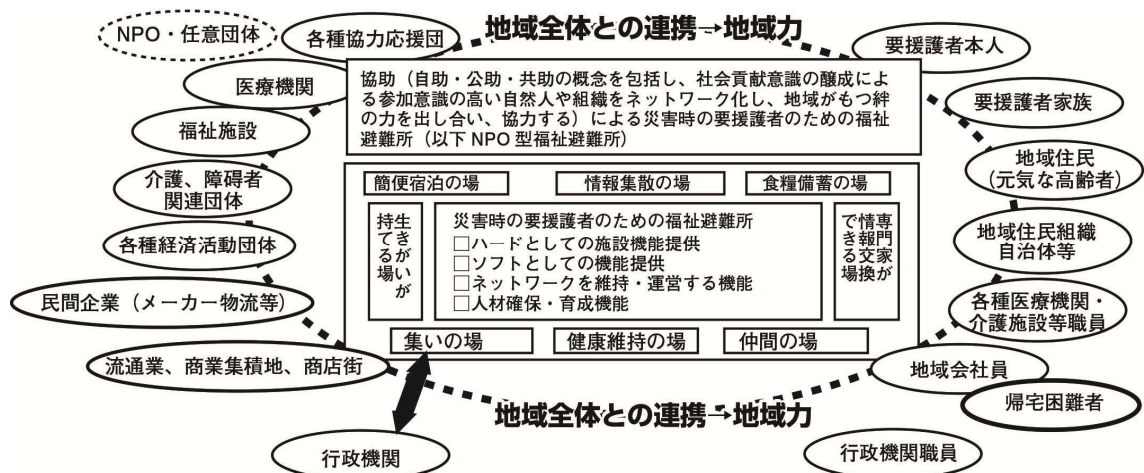
NPO型福祉避難所の概要

在宅要援護者の災害時避難先は、現状では福祉避難所が受け皿として設定されていますが、全国平均設置率は50%程度で、指定先の多くは入所者を抱える社会福祉施設です。大震災時既入所者で手一杯となり、結果在宅要援護者の多くが必要な配慮のない一般避難所での生活を強いられたり、最初から避難所へ行くことをあきらめ、自宅で孤立した被災生活を送ったといえます。

また生存に必要な不可欠な個別性の高い食材、医薬品、医療器具・器材、介護用品等が備蓄されていなかったことなど、流通が回復するまでの初期段階における要援護者への災害時対応が遅れた事で、在宅要援護者間に災害時への不安が広がっています。

私たちは、こうした不安を解消するために身近な地域力を通じて協力の精神でNPO型福祉避難所を設置・運営していくこととしました。

NPO型福祉避難所は地域を構成する各種組織や個人を基盤に連携して地域力を強め、構築されたネットワーク網を中心に8つの場で、災害時要援護者やその家族に福祉避難所としての機能を提供していくものです(全体像は下記参照)。



NPO型福祉避難所のもつ機能は8つあります(詳細はP16「NPO型福祉避難所の場とは」参照)。基本的には運営に災害時要援護者やその家族も参加して、各人が生きがいを持ってNPO型福祉避難所で過ごしていくことをコンセプトとしています。

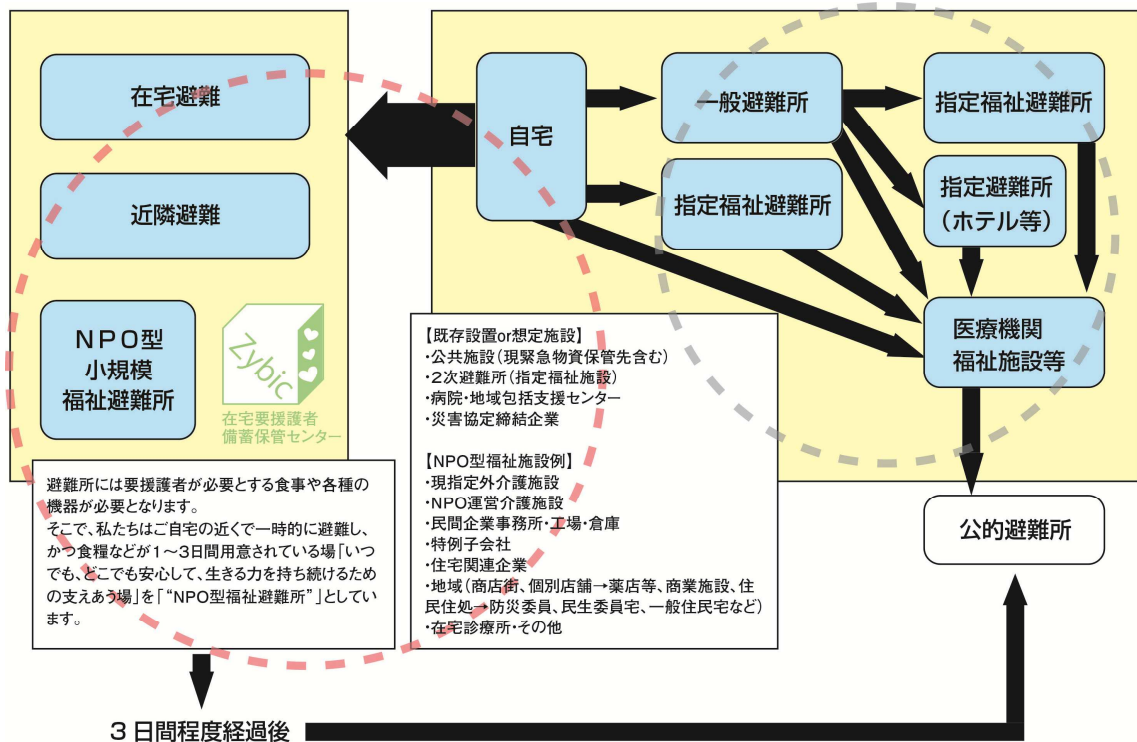
私たちが目指す

NPO型福祉避難所の位置づけ

NPO型福祉避難所の位置づけはあくまでも初動期における緊急避難場所であり、公助の回復に伴い、適切な支援が受けられる場所（福祉避難所、医療機関、福祉施設など）へ退避してもらうことになります。

【開設期間】

- ① 発災直後から3日間程度の災害救助法に基づく医療・介護体制確立まで
- ② 指定福祉避難所が開設されるまで
- ③ 在宅・近隣避難者の緊急避難場所として必要性があるまで



NPO型福祉避難所へ入所するには

1 NPO型福祉避難所へ入所できる人

NPO型福祉避難所を利用する主な対象は、要援護者とその家族です。

対象者が利用するにあたっては、日常的に行う災害を想定した「自助」の取り組みが重要となります。

自助に対する取り組みツールとして「災害時要援護者用防災手帖」が有効です。

2 災害時要援護者用防災手帖とは

この手帖は災害時要援護者やその家族が、研修や自身の努力により記載事項を埋めて常日頃から携帯し、災害発生時には優先して持ち出しておくものです。

個人情報の開示対応については、本人が利用価値があると判断した時点で本手帖を開示することが原則です。

したがって本人や家族の意思が最大限尊重されるものです。

【目次】

1. 日頃からの心がけや備え
 1. 「自分メモ」の用意
 2. わたしの状態と家族の状態
 3. 「日頃の備え」実践チェックシート
 4. 家族で点検、災害時対策
 5. 自己備蓄の実践
 6. 災害発生時の避難時知っていてほしいこと

 - II. 大規模震災が発生したとき
被災時の心構え6か条
 1. 自分や家族の身を守る
 2. 落ち着いて避難する
 3. 正しい情報を入手する
 4. 自分の病状、治療法を伝える
 5. 自分自身で健康管理に気を配る
 6. 助け合いの気持ちで行動を！
- わたしたちの活動

3 災害時に避難する場合の事前確認事項

1) 災害時の避難誘導におけるコミュニケーションに当たり、配慮が必要な項目に○をしておくことで慌てることなく移動ができる事前準備ができます。

要支援	1 ・ 2
要介護	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
要介護認定日	
平成 年 月 日	
視覚	少し見える ・ ほとんど見えない ・ 全く見えない
聴覚	少し聞こえる ・ ほとんど聞こえない ・ 全く聞こえない 【コミュニケーション方法】 大きな声 ・ 補聴器使用 ・ 手話 ・ 口話 ・ 筆談
言語	言葉(声)が出ない ・ 言葉の理解が難しい ・ 発音しづらい 【コミュニケーション方法】 筆談 ・ 身振り(ジェスチャー)

介護保険証の2ページ目に記載されています。
介護度の認定を受けていない場合は記入不要です

2) 日頃より使用している福祉用具等で避難誘導に当たり必要なものに○をしてください。

人口呼吸器 ・ 酸素ボンベ ・ 吸引器
電動車イス ・ 車イス ・ 松葉杖 ・ 杖 ・ シルバーカー
補聴器 ・ メガネ ・ 老眼鏡 ・ 白杖 ・ 入れ歯
常服薬(種類:)
その他()

3) 避難誘導方法について、当てはまるもの1つに○をしてください。

1 担架が必要
2 福祉用具等が必要で付き添いが必要
3 福祉用具等がなくても付き添いがいれば避難できる(介助歩行)
4 福祉用具等があれば自力で避難できる
5 福祉用具等がなくても一人で避難できる(安否確認のみ希望する)

4) その他、避難誘導等に当たり、支援者に特に知らせておきたいことを記入してください。

NPO型福祉避難所を皆で作りましょう

1 NPO型福祉避難所の基本要件

NPO型福祉避難所を作るためには、ハード施設の状態を確認しておくことが重要です。避難所として対象に挙げた物件等について事前に以下のことについて確認しましょう。

- 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。[地震、火災]
 - ・ 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。[土砂災害]
 - ・ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定 期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- 施設内における要援護者の安全性が確保されていること。
 - ・ 原則として、バリアフリー化されていること。
 - ・ バリアフリー化されていない施設を想定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄が図れるよう努めること。
- 要援護者の避難スペースが確保されていること。
 - ・ 要援護者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること（一人当たり面積は概ね2~4㎡は確保したい）。
- 要援護者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮し、少なくとも、地域における身近な福祉避難所として機能するには小学校区に1箇所程度の割合で想定することを目指す。

2 具体的なNPO型福祉避難所施設例と開拓活動

NPO型福祉避難所を作るには、下図のような企業や施設を訪問し、具体的な内容を説明して施設等の利用について同意を得ることからスタートします。

したがって、地域において福祉避難所の動向を確認しつつ、各地で一步一步活動していくことが地域力によるNPO型福祉避難所をつくることになります。なお、具体的に訪問する場合は、特定非営利活動法人メディカルケア協会作成の「協助による災害時要援護者対応活動」などの企業・団体向けの説明・提案書が有効です。

内容は以下の通りですが、地域事情に応じて追加・修正していくことも必要でしょう。

■目的:各地のNPO等がNPO型福祉避難所創設のための地域各種組織・個人への説明・提案資料として活用するためのマニュアル。

■マニュアル構成

- ・組織の紹介+中間支援団体等の紹介
- ・NPO型福祉避難所についての概説
- ・福祉避難所における現状
- ・2013年4月以降の活動予定
- ・提案事項

【既存設置or想定施設】

- ・公共施設(現緊急物資保管先含む)
- ・2次避難所(指定福祉施設)
- ・病院・地域包括支援センター
- ・災害協定締結企業

【NPO型福祉施設例】

- ・現指定外介護施設、・NPO運営介護施設
- ・民間企業事務所・工場・倉庫・特例子会社
- ・住宅関連企業
- ・地域(商店街、個別店舗→薬店等、商業施設、住民住処→防災委員、民生委員宅、一般住民宅など)
- ・在宅診療所・その他

提案書表紙サンプル

様

日本福祉 助成事業

協助による災害時要援護者対応活動

「災害時小規模多機能福祉避難所
(NPO型福祉避難所)」の開発

2013年 ○○月
名称



3 NPO型福祉避難所のスペース

NPO型福祉避難所のスペースについて事前に確認して、図面に記録しておくこと、災害発生時の開所の段階で混乱なく設営できます。以下の表で確認下さい。

各項内のスペースは、おおむね優先順位に従って記載しています。下記「○」は当初から設けた方が望ましいものです。

区分	設置場所等	
① 避難所 運営 用	○避難者の受付所	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	○事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報等は別室（施錠できるロッカー等）で保管する。
	○広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・避難者や在宅被災者に市町村災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
	会議場所	・事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。 (専用スペースとする必要はない。)
	仮眠所 (避難所 運営者)	・事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保する。
② 救 護 活 動 用	○救護所	・救護テントの設置や個室を利用するなどして、応急の医療・看護・介護活動ができる空間を作る。
	物資等の 保管場所	・救援物資などを収納・管理する場所。 ・衛生上、食糧は常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしない。
	物資等の 配布場所	・物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられる。

③ 避 難 生 活 用	○更衣室	・女性用更衣室は速やかに個室を確保する。 (又は仕切りを設ける。)
	相談室	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所(個室)を確保する。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、いすなどを置いたコーナーを作ることでよい。会議場所、娯楽場所などとしても活用する。
	遊戯場 勉強場所	・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。就寝場所からは少し離れた場所に設置する。
	仮設トイレ	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行ける(高齢者や障害者が行きやすい)場所とする。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が侵入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設ける。ただし、敷地内禁煙の施設については喫煙スペースを設けない。
④ 屋 外	物資等の 荷下ろし 場	・トラックが進入しやすい所に確保する。 ・屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事 炊き出し 場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴 場洗濯 物干場	・原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。
	駐輪場 駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
	ペット 飼育場所	・原則として、屋外に設ける。

NPO型福祉避難所の状況を知るには

1 NPO型福祉避難所のホームページ

NPO型福祉避難所のホームページで最新情報を確認しましょう。

NPO型福祉避難所サイト

<http://www.fukushihinanjo.jp/>



2 サイトマップ(抄)

福祉避難所とは

わたしたちのNPO型福祉避難所

NPO型福祉避難所に関する活動目的

NPO型福祉避難所に関する活動内容と範囲

これまでの活動

今後の活動予定

NPO型福祉避難所に関する活動内容と範囲災害時の要援護者向け備蓄品確保事業
展開結果

福祉避難所の施設整備、物資・器材等

NPO型福祉避難所での災害時準備器材等

要援護者別の備蓄品例

栄養摂取障害、排尿障害等に関する必要物資例

嚥下咀嚼機能に配慮した栄養食品例

要援護者／健常者共通備蓄品例

災害時要援護者自身も日頃から自助

活動をしましょう

災害時重点的要援護者の日頃からの備え

1 日頃からの備え

災害時重点的要援護者は、日頃から、支援員・自主防災組織・民生児童委員・地区社会福祉協議会などの方と、避難の方法や依頼したいことなどを自分から積極的に話し合い、コミュニケーションを密にし、良好な関係を築いておくことが大切です。こうした自助努力が、円滑な避難などの支援につながります。

また、避難する際の非常持ち出し品の準備、普段使用している薬などの確保や、避難に必要な移動器具（車いすなど）などの準備をしておくことが必要です。

更に、自分がどの避難地・避難所に避難するか確認し、支援員・自主防災組織・民生児童委員などの方とあらかじめ話し合っておくことが必要です。このほか、自身の状態に応じて、次のような心構えや準備が必要となります。

- (1) 肢体不自由の障害者、要介護認定者、ひとり暮らしの虚弱高齢者など
 - ・車椅子などの移動器具を使用している場合は、転倒した家具の下敷きにならないように移動空間を確保しておきましょう。
 - ・移動器具が確保できない場合や壊れた場合を想定し、「おぶいひも」を用意しておきましょう。
 - ・自宅の出入口や避難経路を再確認して、障害物などがある場合は取り除いておくようにしましょう。
 - ・避難しやすいように、なるべく2階以上の部屋を避け、出入口に近い部屋で生活することも必要です。
 - ・普段使用している薬や装具の使用方法を、手帳などに記入し用意しておきましょう。
 - ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにしましょう。
- (2) 内部機能（心臓・腎臓・呼吸器など）の障害者
 - ・普段使用している薬や装具の使用法、かかりつけの医療機関や医療条件等を手帳などに記入し用意しておく必要があります。

- ・人工透析を受けている方で、医療機関が発行した「透析情報カード」がある場合は、常に携帯しておきましょう。
- ・人工呼吸器を装着している方は、停電に備え非常用外部バッテリーや発電機を準備しておきましょう。
- ・人工透析など医療的な処置が必要な方は、通院できなくなった場合の対処や専用食の備えについて、かかりつけの医療機関にあらかじめ確認しておくことで安心です。

(3) 視覚障害者

- ・災害などの情報をすぐに入手できるように、携帯用ラジオを身近なところに用意しておきましょう。
- ・白い杖は、常に手の届くところに置いておきましょう。
- ・家族やホームヘルパーなどの方に避難経路の再確認をしてもらい、障害物などがある場合は取り除いて置きましょう。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにしましょう。

(4) 聴覚障害者

- ・筆談用のメモ用紙や筆記用具を、常に携帯しておきます。
- ・情報を入手できるように、携帯電話やパソコンの電子メールを利用します。
- ・被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにしましょう。

(5) 知的障害者

- ・家族等の方は、災害時の行動や、ブロック塀など外での危険な場所を繰り返して話しましょう。
- ・自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにしましょう。
- ・障害の状態に応じた支援が特に必要なことから、災害時重点的要援護者の家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどを、支援員などの方と積極的に話し合っておくことが必要です。

(6) 精神障害者

- ・必要に応じて自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにしましょう。
- ・障害の状態に応じた支援が必要なことから、災害時重点的要援護者の家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどを、支援員などの方と積極的に話し合っておくことが必要です。

NPO型福祉避難所での

災害時要援護者に対する留意事項

NPO型福祉避難所での災害時要援護者別留意事項

NPO型福祉避難所においては、災害時要援護者別に避難所での対応上の留意事項を整理しておき、対応していくことが重要です。

大まかな留意事項を下図により理解しておき、立ち上げ時や運営上で対応しましょう。

災害時要援護者	NPO型福祉避難所での留意事項
ひとり暮らしの高齢者	<ul style="list-style-type: none">・不便な避難生活で急速に活動力が低下して、寝たきり状態になりこともある。可能な限り運動できるようなスペースを確保すること。・みんなで声かけをし、孤立させない。避難所内の仕事など役割を担ってもらう。・トイレに近い場所を用意する。・おむつをしている場合はおむつ交換の場所を別途設ける。
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none">・援助が必要な人に対しては支援を継続する状態をつくる。・医療・看護・介護との連携を取る。・排泄行為に関する配慮・食事制限等疾患や咀嚼困難等による食事形態、特定用途食品の使用、日常的な服薬等の確認。
認知症の高齢者	<ul style="list-style-type: none">・きめ細かいケアの実施と精神的な安定を図る環境をつくる。・徘徊症状がある場合は周囲の人にも声をかけてもらうように依頼しておく。
視覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none">・できる限り出入り口に近い場所を用意して移動を少なくする。・施設内放送・拡声器などの音声情報を繰り返し流す。拡大文字や点字による情報提供。携帯ラジオを手配する。・白杖等の補装具の入手や日常生活用具の修理対応に努める。・仮設トイレを屋外設置の場合は壁伝いに設置する。

聴覚障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、広報掲示板、電工掲示板、文字放送用テレビ、FAX等を活用する。手話通訳者、要約筆記者の配置。 ・補聴器等補装具の入手や日常生活用具の修理対応に努める。 ・情報がスムーズにいくように配置する。
肢体不自由のある人	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子が通れる通路を確保する。 移動しやすい環境をつくるよう心掛ける。 身体機能に合った安全で利用可能なトイレを用意する。 車椅子等補装具の入手や日常生活用具の修理対応に努める。
知的発達に障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 冷静な態度で接し、優しい言葉をかける。 1人にはしない。 発作する場合は医療機関等へ相談する。
発達障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 短い言葉で具体的にゆっくりわかりやすく伝える。 小声で側に寄り添い伝える。 単独行動を取らないように配慮する。 大きなパニックを生じた場合は、対応に慣れた家族や医師の指示を受ける。
精神障害のある人	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携をする。 状態の早期安定のために支援ネットワークをあらかじめ確保しておき、対応支援を受ける。 神経とか精神という言葉は使わない。 他人の目を気にしないで服薬できる場の確保。 十分な睡眠が取れるように配慮する。

NPO型福祉避難所とは

1. NPO型福祉避難所の8つの場

NPO型福祉避難所においては、8つの場（機能）を基本的には有しています。内容を確認して、支援できる場を自分なりに整理しておきましょう。

場	概説
簡便宿泊	在宅要援護者のディスティが可能
情報集散	生活情報、被災情報等のプラットフォーム
食糧備蓄	要援護者のための栄養食品等の備蓄(Zybic)
集い	近隣の人達は日々の集まりがもてるイベントなどの会場
健康維持	要援護者、その家族の健康維持(メンタル面含)
仲間	帰宅困難者等のボランティア活動の拠点
生きがいを持つ	要援護者、その家族が避難生活において積極的に関与する
専門家が情報交換できる	民間専門者(帰宅困難者の有する各種技能)、介護従事者、医療従事者、行政従事者などが要援護者、その家族に提供する情報を交換

2 災害時要援護者の支援原則

災害時の要援護者への支援について、NPO型福祉避難所においては以下の原則を定めています。

- ① 場の職責として、災害時要援護者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握する。
- ② 福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努める。
- ③ 福祉避難所では、災害時要援護者それぞれの配慮事項に応じた対応を図る。

NPO型福祉避難所における健康維持の場

現状の健康状態を維持することが災害時初動期3日間における最重要課題です。

【要援護者対策】

*生活環境の変化に影響を受けやすい要援護者の場合、急変や体調不良等を起こしやすいため、十分な見守りとケアが大切となります。

*身体の変化を見落とすことがないよう、日常的に看護・介護にあたっているご家族の指示を仰ぎながら、丁寧に対応しましょう。

*また急変や体調不良、感染症等に備え、平時から医療機関や訪問看護ステーション等との連携をつくっておくことが必要です。

【健康面での自助】

災害時の心構えとして、まずは、防災手帖に記載している健康面での自助事項にそって、

- ①自分の病状、治療法を伝える
- ②自分自身で健康管理に気を配る
- ③助け合いの気持ちで行動をとる
- ④心のケア

といった基本的なことを実践するように確認し合いましょう。

以下に要援護者やそのご家族が平時に用意しておくことをお勧めする具体的な実践内容を記します。

①自分の病状、治療法を伝えるために

災害時、日頃と同じ医療や看護、介護が継続して受けられるとは限りません。適切な対処ができるように、ご自分の病状や治療方法等を把握しておくことが必要です。

- 1) 御身体の病状や支援に際して留意すべきことなどを書き留めておきましょう。
- 2) 緊急時の対処や災害時の服薬・栄養管理など主治医と相談しておきましょう。
(治療薬の予備や介護食、経管栄養食、糖尿病食等の蓄えなど)
- 3) 主治医や訪問看護ステーション、ケアマネジャー等日頃から付き合いのある医療・福祉関係者と連絡がとれるよう、連絡先や診察券番号を書き留めておきましょう。

☆健康保険被保険者証の保険の種類、記号、番号、保険者名、保険者番号も重要

- 4) 重要な薬の名前は言えるようにしましょう。

☆大事な薬だけでも名前をしっかり覚えておきましょう。

②自分自身で健康管理に気を配る

避難生活が長期にわたる可能性があるので、自分の身体を守るために自ら健康管理に留意しましょう。

1) 持病に対する治療や医療的ケアを中断しないこと

体調の変化や身体に関する心配事など相談すること
薬がない時は相談すること

2) 水分をしっかり摂ること

避難生活ではトイレが不便なので、水分補給を制限しがちになりますが、水分不足は脱水症状からさまざまな病態の悪化をきたす場合があります。

こまめに水分を摂ることが大切です。

たとえば…血管の中で血栓(血のかたまり)ができたり、詰まることも…

○脳梗塞 ○心筋梗塞 ○エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)などに注意!

3) 感染症予防

避難所では集団で生活していること、換気が不十分なこと、免疫力の低下等から、感染症にかかりやすくなります。こまめに手洗い、うがいを行い、マスクをすることも有効です。

4) 適度に身体を動かすこと

運動不足や同じ姿勢を長時間続けていると、病態や介護度の悪化につながる場合があります。軽い運動や体操を取り入れて身体を意識して動かしましょう。たとえば…散歩、ラジオ体操、足の屈伸、足首回しなど

5) 測定値でチェック

自分の健康状態を知るために数値で確認しましょう。日頃の数値と比較！
測定器がない時は相談しましょう。

たとえば…血圧測定、血糖測定、体温測定

6) 気分転換を心掛ける⇒④参照

できるだけストレスをため込まないよう、家族や友人との懇談や散歩、軽い体操などを行い、気分転換を心掛けましょう。

③助け合いの気持ちで行動をとる

避難所生活の業務の中でできることがあったら、積極的にお手伝いしたり、スタッフや場のサポーター等へ笑顔で声かけをしたりしましょう。自分自身も明るい気持ちで過ごせます。

【平時からの備え】

- * 日頃から地域とのつながりやお付き合いを大切におきましょう。
- * 自分一人で避難できない場合は、あらかじめご近所さんに支援してほしい内容等を伝えておくとい良いでしょう。

④こころのケア対応⇒災害時の専門家(臨床心理士)の行動を学ぶ

災害時において心理支援している臨床心理士が考える心のケアで大切な事項については以下の内容があります。

【平時】

- ・防災教育(避難訓練など)と心のケアの内容が一致となるように日頃から心がける。

【被災時】

- ・災害時には通常では考えられない心理的、身体的反応が現われるので、つらい状況が続くようであれば専門的なメディカルスタッフへ相談する雰囲気をつくる。
- ・支援者が疲弊していく。1人で無理せず周囲に自分の状況を伝える。
- ・眠る・食べる・仕事する・学ぶなど日常生活を応援することが、結果として心のケアになる。
- ・肉親の死に会うことで自分を責め続けることがあるので、1人で抱え込まないように信頼できる人に話を聞いて貰える状況を作る。

【時間の経過とともに】

- ・直接被害に合わなくても災害時の映像などを繰り返し見聞きすることで体調が崩れることがある。悲しみを共有したり防災について話しあったりする。
- ・災害初期のトラウマ体験を引き出さないように不安・興奮状態を納める援助が重要。
- ・災害で亡くなった人の良き思い出についてメッセージを伝えることも大切である。

NPO型福祉避難所における

生きがいがある場

災害が発生し要援護者やその家族が緊急避難的に利活用していくNPO型福祉避難所の生活は、受身的な行動ではなく参加者一人ひとりが能動的に行動することが重要となります。協助の精神は「助けられ、助け合う」気持ちが考え方の原点であることから、NPO型福祉避難所においては、その場での暮らしが生きがいをもてる場でなくてはなりません。

そこで、要援護者やその家族においてもNPO型福祉避難所の生活に積極的なかわりを持ってもらうことが重要です。

以下に関わり方の具体的な例を示します。

①災害時要援護者用防災手帖の所持確認

②避難者同士の励まし合い、助け合い

③運営に関わる業務のお手伝い

i) 食料・水の配給

ア 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行う。また高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については個別に対処する。

イ 不足食料がある場合は、不足食料の内容及び数量を取りまとめて、食料供給関係受信表兼処理表などに記入し、事務局へ提出する。

ウ 食料の要請に当たっては、必要な食料を的確に把握し、余剰食料が発生しないよう注意する。

ii) 物資の配給

ア 物資の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、特別な要望については個別に対応する。

イ 不足物資がある場合は、不足物資の内容及び数量を取りまとめて、物資依頼伝票などに記入し、事務局へ提出する。

ウ 物資の要請に当たっては、必要な物資を的確に把握し、余剰物資が発生しないよう注意する。

iii) 物資の管理

ア 要請した物資が搬送されたら物資依頼伝票などにサインをして物資を受け取り、物資保管場所へ保管する。

※ 物資の管理・保管方法

- ・ 男性衣類、女性衣類、こども衣類、食料品、タオル、毛布、紙製品、生理用品、紙おむつ、その他に分類する。
- ・ 生活用品は、石鹸、洗剤、歯ブラシ、乾電池、文房具、書籍、おもちゃ、医薬品、電気製品などの用途別に分類する。

イ 搬送された物資については、避難所物品受払簿などに記入する。

ウ 特別なニーズがある人には、個別に対処するように努める。

iv) トイレに関する対応

ア 仮設トイレ等を所定の場所に設置する。

イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼りだし、避難所への周知徹底を図る。

ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行うので、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。

※ トイレ

- ・ 仮設トイレ等のくみ取りは、状況を見て早めに要請する。

v) ごみに関する対応

ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図る。

イ ごみは各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示する。

ウ ごみ集積場は、屋外の直射日光が当たらない場所を選ぶ。

vi) 防疫に関する対応

ア 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意する。

イ 手洗いを励行する。

ウ 風呂の利用について周知する。

エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保する。

オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握する。該当者にはマスクの着用を勧め、他の要援護者と隔離することが望ましい。

※ 生活水の確保

- ・ 飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活水の確保に努める。

※ 手洗いの励行

- ・ 手洗い所には、消毒液を配置する。
- ・ 消毒液・トイレトペーパーを確保する。

※ 食器の取扱い

- ・ 衛生確保の観点から、食器は出きるだけ使い捨てとする。

vii) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼する。

viii) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

ア 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼出しなどは時間を決めて行う。

イ 電話で問い合わせがあった時は、避難者名簿などで照合する。

ウ 呼出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のまま呼出しをしないようにする。

福祉避難所に必要な器材・備蓄品

【要援護者自身による自助】

災害が発生する前に、要援護者自身が必要なものを備蓄品として確保しておくことが最も大切なこととなります。

災害時要援護者用防災手帖にマイリストとして詳しく記載する箇所がありますので、活用しましょう。

【NPO型福祉避難所としての備蓄について】

代表的な器材や必要な物資、食糧等について以下の例を参考に確認して、備蓄可能な施設では備蓄品として確保するように日頃から心がけましょう。

1 器材例

対象者の身体状況、特性、援護度等考慮した生活維持に関する分類例を示します。各NPO型福祉避難所で必要性、優先性を検討してください。

- ①通信手段の確保:簡易無線機など
 - ・聴覚障害者:インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビ放送(地上デジタル放送も含む。)、いわゆる「見えるラジオ」
 - ・視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話
 - ・肢体不自由者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ②電源:簡易発電機など
- ③移動手段の確保:車いす、担架、ストレッチャー、リヤカー、おぶりひもなど
杖、手すり、仮設スロープ
- ④食事、水分の確保:嚥下咀嚼機能に配慮した栄養食品、おかゆ、経管栄養(摂取に必要な器材一式)、とろみ調整食品等、食品アレルギーに可能なかぎり配慮
- ⑤排泄手段の確保:ポータブルトイレ、自力排泄不可の方のためのストーマ用装具や留置カテーテル一式等の消耗機材、紙おむつ、トイレトペーパー、プラスチック手袋、ウェットティッシュ等
- ⑥日常生活上の支援を行うために必要な介護・医療用品など
消毒薬、プラスチック手袋、綿棒、ガーゼ、口腔ケア用品など
- ⑦健康維持・管理に必要なもの:薬:日常的に服用している慢性疾患用処方薬(少なくとも服薬情報)、常備薬、血圧計、体温計など
- ⑧情報伝達機器等の器物:筆記用具、メガネ、補聴器など
- ⑨特殊な医療器材:人工呼吸器、吸引器、酸素ボンベ
- ⑩休息:簡易ベッド、マット、毛布

2 自助による備蓄品例

災害時 要援護者 備蓄品		備蓄品 対象者	要配慮食料品	携帯トイレ	車いす	処方箋	常備薬	ウェットティッシュ	専門的医療・介護材料	おぶり紐	その他必要備蓄品	
◎要援護者の援護の内容、障害の種類、程度に応じて必要備蓄品が異なります。右表はその一例です。	寝たきり高齢者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	担架、消毒薬、プラスチック手袋、吸引器【胃ろう】経管栄養剤、注入セット(チューブ、シリンジ等) 【排尿障害】留置セット(カテーテル、尿バック等)	
	認知症高齢者											
	視覚障害者				○					○	手袋、メガネ、白杖、時計(音声、触知式)、点字版	
	聴覚障害者										補聴器(専用電池、メモ紙、筆記用具、笛、警報アザー、メール機能付携帯電話、文字放送付携帯ラジオ)	
	肢体不自由者		○	○			○		○	○	タオルケット、補装具、電動いす用バッテリー	
	内部障害者・難病者	○	○			○	○	○	○		食事セット(治療食) 【腎臓障害者】透析施設リスト、透析検査データコピー 【呼吸器障害】携帯用酸素ボンベ 【ぼうこう・直腸障害】ストマ装具、洗腸セット(ビニール袋、輪ゴム、はさみ)	
	知的障害者					○						本人がこだわりを持っている身の回りの品、本人が食べられる食糧
	精神障害者					○	○					
	乳幼児	○						○	○	○	○	粉ミルク、離乳食

要援護者 健全者 災害物資共通		ソフト系		ハード系	
◎右表は要援護者・健全者共通の災害物資の一例です。	食糧品関係	クラッカー(乾パン)	レトルト食品(カレーなど)	炊飯器	防災ずきん
		アルファ化米	粉ミルク	カセットガスコンロ	防塵マスク
		おかゆ	飲料水(保存水)	煮炊きバーナー兼暖房機	防煙マスク
		缶詰	ラップフィルム	造水機	災害用医療セット
		哺乳瓶	ローソク	浄水器	テント
	生活必需品関係	割りばし	紙おむつ(乳児用)	濾水機(電動ポンプ式)	チェーンソー
		スプーン	紙おむつ(大人用)	自動給水分配器	マルノコ
		アルミ皿	仮設トイレテント式	飲料用組立水槽	リヤカー
		ポリタンク	仮設トイレパネル式	車載型給水槽	担架
		ビニールバケツ	簡易トイレ、携帯トイレ	大工道具セット	懐中電灯
ポリコップ		メガネ・コンタクト用品	充電式多機能ラジオ	ガソリン缶詰	
非常用食器セット		常備薬・処方箋	ハンドマイク	乾電池(各種)	
毛布		石鹸	メガホン	保存用燃料	
肌着(上下)		タオル	震災笛	燃料用携帯品	
筆記用具		マッチ	発電機	ポータ	
小銭	生理用品、ショーツ	投光器	船外機		
ティッシュ	ウェットティッシュ	コードリール	ビニールシート		
トイレットペーパー	歯ブラシセット	救助用ロープ	ヘッドライト		
ポリ袋	ホッカイロ	ヘルメット	簡易ベッド		

本備蓄品例は「災害時要援護者用防災手帖」にて確認

3 特別な医療材料、食品、福祉用具などの例

【栄養摂取障害、排泄障害の方等の必要物資例】

		必要物資	保管方法	取扱者	使用期限等	メーカー等	
要支援 1, 2	要介護 1, 2	杖	留意点：長さの設定 (福祉用具専門相談員、PT)				
要介護 3, 4, 5	栄養摂取障害	静脈栄養	輸液製剤(参考1) 点滴開始液(1号液)	室温保存	医師、 看護師 (家族)		
			中心静脈カテーテル キット				テルモ等
			注入ポンプ				
		経腸栄養	経腸栄養剤 (エンシュアか ラコール) (リーナレン) 1000kcal/日を目安	室温保存	医師、 看護師 家族 (介護 福祉士)	製造から 13 か月	クリニコ、 明治、 テルモ、ネ スレ等
	注 入 セ ッ ト	デカンター	水濡れに注 意し、直射 日光及び高 温多湿を避 けて保管	滅菌済/3年		JMS等	
		接続チューブ イディアルボタン用		無滅菌/4年		秋田住友ベ ーク等	
		カテーテルアダ プター		滅菌済/3年		JMS等	
		カテーテルチッ プシリンジ		滅菌済/5年	テルモ、 ニプロ等		
	嚥下咀嚼障害	介護食(区分1, 2, 3, 4) より主食、高カロリー のものを選択	常温保存			クリニコ、 明治、 テルモ等	
		とろみ調整食品	常温保存				
		吸引器 気管支吸引用カテー テル			看護師 家族	滅菌済/4年	テルモ等
	排尿障害	閉鎖式採尿バッグ	水濡れに注 意し、直射 日光及び高 温多湿を避 けて保管	滅菌済/3年	医師、 看護師 家族	ムトウ等	
		バルーンカテーテル		滅菌済/3年		ニプロ等	
		汎用注射筒		滅菌済/5年		テルモ等	
		注射用蒸留水 20ml		3年位		大塚等	
綿棒		滅菌済/3年		日本綿棒			
プラスチック手袋		滅菌済/3年		ニプロ等			
消毒剤		3年位					
介護用おむつ						白十字等	

【特別な医療処置の必要な方の例】

	必要物資	保管方法	取扱者	使用期限等	メーカー
腎臓障害	透析施設リスト、透析検査データ				
呼吸器障害	携帯酸素ボンベ	室温保管	本人		フクダ電子 帝人ファーマ等
ぼうこう・直腸障害	ストーマ装具	室温保管	本人	2年程度	
	ストーマ用品 ¹				
	ストーマ小物 ²				
	洗腸セット				

1. ストーマ用品：補正用皮膚保護剤、コンベックス・インサート(凸型リング)、固定用ベルト、皮膚被膜剤、剥離剤、皮膚保護剤穴あけ用はさみ、サージカルテープ、消臭剤、ストーマ袋カバーなど。このほかに、レッグバッグ(下肢装着用蓄尿袋)、ナイト・ドレーナージバッグ(夜間用蓄尿袋)

2. ストーマ小物類：ストーマ装具の装着時に使用するものをいい、皮膚を清拭するための物品、メジャーリングガイドなど型紙、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、ビニール袋、ボールペンなどのほか、ウロストミー(人工膀胱)の人が使うロールガーゼ、紙おむつ・生理用ナプキンや使用済み装具を捨てる時に入れるゴミ袋がある。

3. 洗腸セット：ビニール袋、輪ゴム、はさみ

*日本オストミー協会ホームページより
「オストメイトの災害対策」 を参照

NPO型福祉避難所を支援する 人材登録制度

1 NPO型福祉避難所を支援する人材の登録

NPO型福祉避難所を運営する主体は地域力です。地域の組織や個人が日々の暮らしの中で災害時の対応をいかに円滑に行うかについて確認しつつ、支援者(希望者含む)は、事前に登録して日頃から鍛錬する機会や訓練しておくべき情報を収集しておくことが重要です。

登録制度については、以下のような登録希望者等との取り決めに整理しておくこと災害時に緊急対応できるでしょう。

【人材登録にあたって】

①地域力ネットワーク構成員において企業内個人や要援護者やその家族について、支援可能なスキル等をNPO型福祉避難所の「場」の担い手として登録する。

②登録事項については登録者本人が所有して、災害時のNPO型福祉避難所組成の段階で本人が開示する。

③記録事項例

できること1	車椅子の移動操作ができます
できること2
できること3
できること4
できること5

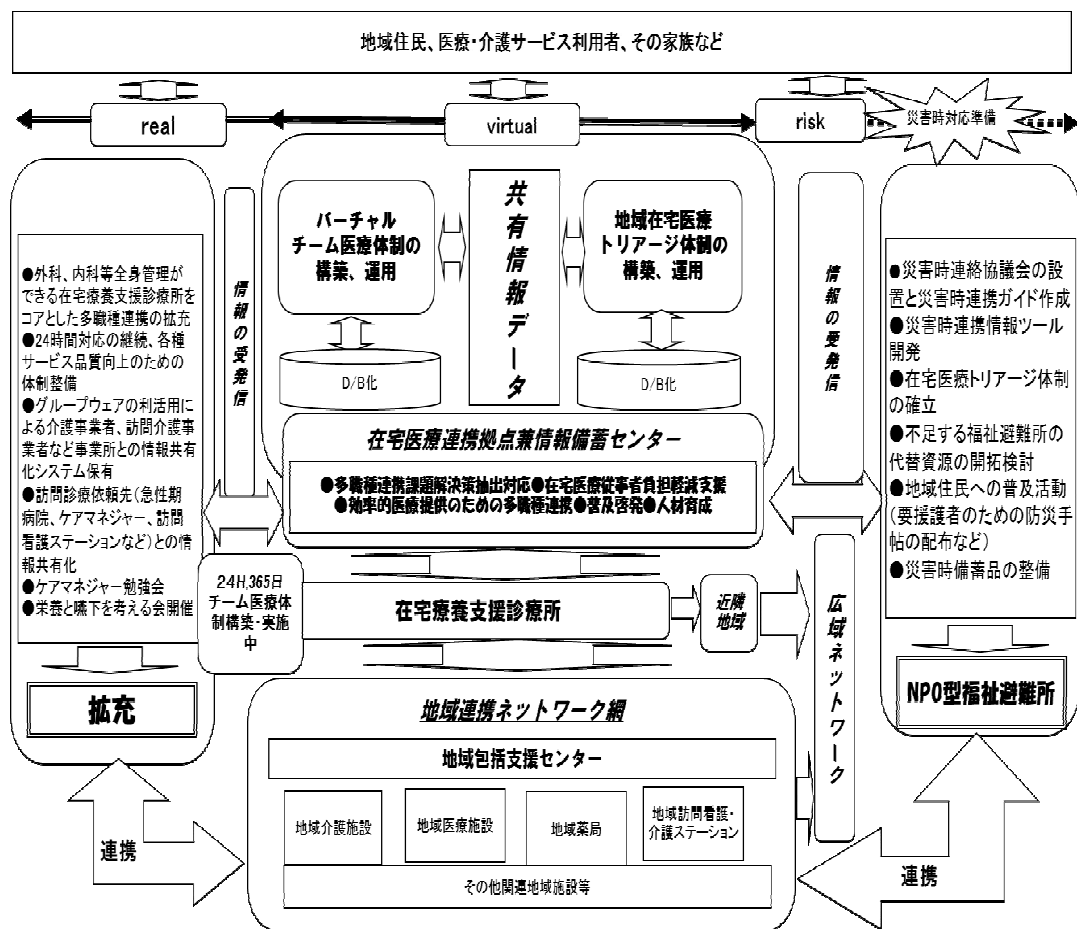
NPO 型福祉避難所と

在宅医療支援機関との連携

1 NPO型福祉避難所と医療機関との連携イメージ

災害時におけるNPO型福祉避難所と在宅医療支援機関の連携は下記のイメージのようになります。

災害時は、災害時要援護者で「防災手帖」をもった個人が提示した情報をもとに健康管理や応急処置、相談など医療的サポートや医療・福祉ネットワークの窓口として、災害前は医療・介護の専門的視点から自助活動支援の担い手として、それぞれでの活動が期待されます。



2 NPO型福祉避難所と在宅支援医療機関との連携ステップ例

1)災害時連携協議会の設置と災害時連携ガイドの作成

- ①日頃から在宅要援護者を支える地域の医療、介護関係者、行政、防災関係者等を一堂に集め、災害発生時の対応策や役割分担、備蓄品等についてそれぞれの立場から意見交換し、具体的に検討、職種・機関を超えて共有しあう場を定期的開催、運営する。
- ②協議会開催にあたっては準備委員会を設置し、事前に調査等を行い、事例や検討内容の提示等有意義な会合となるよう準備を行う。
- ③協議された対応策などはその場だけのものではなく、災害時対策ツールとしてしっかり共有、活用されるように、HP上に「災害時連携ガイド」としてアップし、協議会メンバーや在宅患者及びその家族等が災害時に備えていつでも確認できるようにする。

2)災害時連携情報ツールの作成

- ①クラウドITは災害時にも情報・緊急連絡ツールとしてその威力を発揮するものであり、通常入力している医療・介護情報以外に災害時対策用の情報ページを新たに追加し、安否確認や緊急連絡網、支援対策など緊急支援連携ツールとして活用できるように改良する。
- ②改良にあたっては1)の協議会を活用し、多職種・多機関の意見を反映させ、現実的かつ実態に則した使いやすいツールを目指す。

3)災害時における効率的な医療提供のための多職種・多機関連携の構築

【在宅医療トリアージ体制の確立】

要援護者の被災状況、病状等を総合的に判断し、NPO型福祉避難所対応後の最適な療養環境（自宅、避難所、福祉避難所、病院、施設等）を選択し、医療・介護情報とともに搬送するための体制づくりを行う。

日常の身体状態からあらかじめ想定しておくことも必要です。

- ①判断基準の検討
- ②ケアカンファランス時、患者やご家族と災害時対応策の共有化
- ③搬送先の確保:近隣の病院、施設等と災害時連携協定の締結

4)地域住民への普及活動

- ①地域イベントや防災訓練、地域団体等の集まり等の中で、災害が発生しても安心して在宅医療・介護サービスを継続して受けることができる体制づくりの必

要性、NPO 型福祉避難所への協力、災害時の備えについて自助への啓発を行う。

②「災害時要援護者用防災手帖」の作成と活用

「災害時要援護者用防災手帖」を作成し(災害時の備えとして、支援してほしいこと等支援者に伝えたい情報を自分で書き込む小冊子)、在宅要援護者への自助啓発の方法として活用する。

5)人材育成：災害対策研修会の実施

災害時においても確実な在宅医療・介護サービスが提供できるよう、ネットワークを構成する多職種がそれぞれの専門性の立場から講師となり、研修会を行う。

6)災害時の備品の整備

- ①在宅療養中の患者に医療・介護を中断することなく、継続的に提供するために必要な備蓄品を整備する。
- ②災害時の在宅医療継続のために整備した備蓄を協議会メンバー、ネットワーク等に告知するとともに、災害対策研修会にて使用法等の研修を行う。

【在宅療養支援診療所を中心とした備蓄・器材等例】

- 1)自動体外式除細動器(AED):25 万円前後 災害時の心肺停止など不整脈への対応。
- 2)携帯用たん吸引器:1万円(足踏み式)、3,000 円(手動式)
- 3)唾液吸引器(乾電池式):5,000 円 気管切開患者や人工呼吸器装着患者においては緊急時や災害時への対応として、喀痰吸引への対応はきわめて緊急性が高い。
- 4)蘇生バッグ:16,000 円(ベスマド社製)リューザブル/シリコンマスク付き
心肺停止患者への緊急処置としての心マッサージとともに呼吸管理を行うために必要。
- 5)衛星電話:370,000 円(NTTdocomo ワイドスターII)
東日本大震災においても、通常の携帯電話がつかないときに大きな威力を発揮した。災害時の連絡には欠かせない。
- 6)トランシーバー1組:1万円前後電話網が寸断された時の連絡手段として欠かせない。
- 7)電波腕時計:5,000 円 時間の確認に有用である。
- 8)担架:33,000 円 緊急時の患者対応に有効となる担架を常に準備するため。
- 9)携帯ラジオ(手回し充電):3000 円位 災害時の最後の情報収集に威力を発揮する。
- 10)LED ライト:ハイパワーソーラーLED ランタン1万円 停電時の緊急対応の必需品
- 11)携帯用発電機: 5万円前後:とくに、在宅での人工呼吸器装着患者への対応や在宅での医療機械を使用している患者にとっては命綱となる。
- 12)浄水器:20,000 円:清潔な水分を確保することにつながる。
- 13)栄養食品、水、経管栄養剤及び注入セット:4 万円分位:在宅で胃瘻管理を行っている患者にとっての必需品となる。
- 14)医療器材、介護用品等:5 万円分位:災害時の災害医療を実施する最低限の備品として準備する。

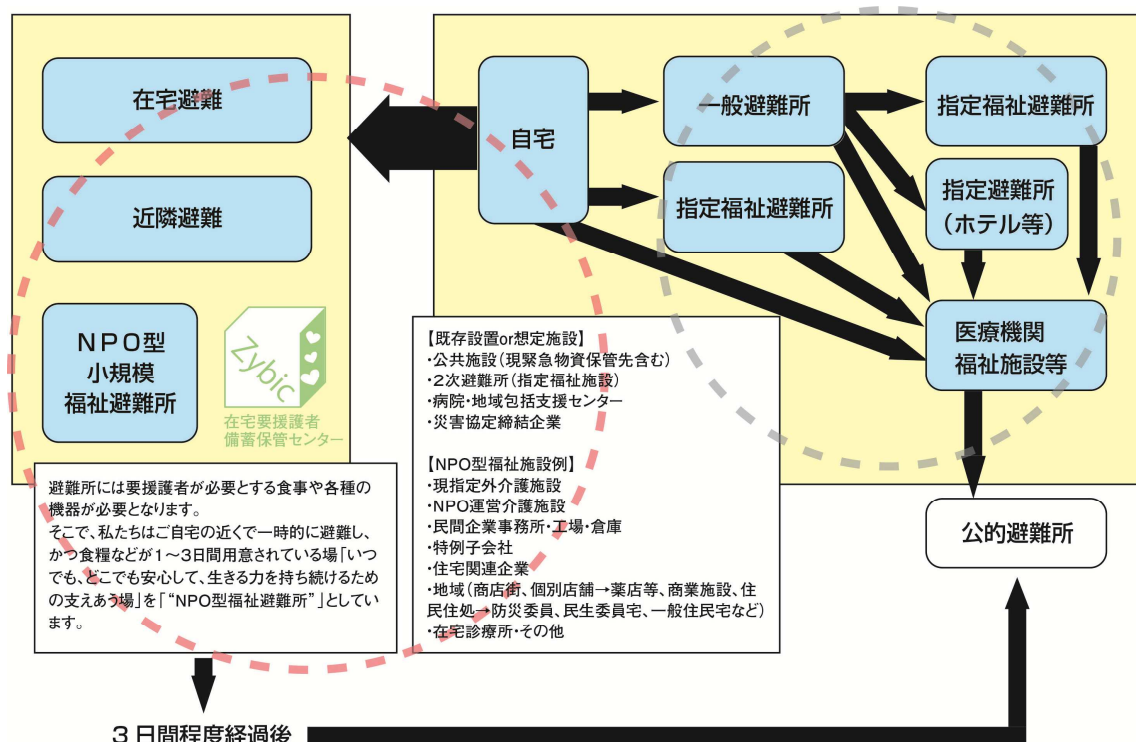
公的避難所等への対応

1 NPO型福祉避難所の緊急入所等との関係

NPO型福祉避難所と公的避難所との時間的経過を含めた関係は以下の図表のとおり、災害発生3日間程度を境にした対応です。したがって、公的避難所が機能発揮する段階で、NPO型福祉避難所に入居していた災害時要援護者やその家族に関する動向についての情報を継続的に対応ができるように手続きを取ること重要となります。

また入所された要援護者やそのご家族に対しては事前にNPO型福祉避難所の開設時期を含めた役割と機能について十分ご理解頂くよう説明しておくことが大切です。

なお、行政機関との連携については日々の活動を通じたものが重要であり、地域力を構成するネットワーク構成員として接点強化することは当然です。



NPO型福祉避難所の具体的なメンバー

【メンバーの各役割とそれぞれに必要な能力等】

①統率者

統率者は地域力を支えるネットワーク構成員のなかで主体的に活動する組織・個人から選抜されます。

その能力は、

- i) それぞれの専門家を束ねる統率力
- ii) 専門家が有する専門的知識や経験について専門家以外に橋渡しができる能力
- iii) 防災・減災に関する知識や経験が「防災手帖」の講師ができる程度の能力
- iv) 防災・減災に関する訓練等に定期的に出席して対応処理が実務的に出来る能力
- v) 所属団体・企業でリーダーシップがとれる(た)能力
- vi) その他NPO型福祉避難所の運営が可能であると判断できる能力を有していなければなりません。

②場のリーダー

- i) 要援護者に対する一般的な知識
- ii) 災害時における個別対応処理の習得
- iii) 専門家に結びつける為の応急の処理が可能な知識と実践がある
- iv) NPO型福祉避難所の各場のリーダーとしての素養があると判断できるなどがこの任にあたり必要な能力等です。

③場のサポーター

場のリーダーのもとに地域力で構成された各個人や企業等は、そのそれぞれの場の役割を全うしていくことが重要です。

④事務局

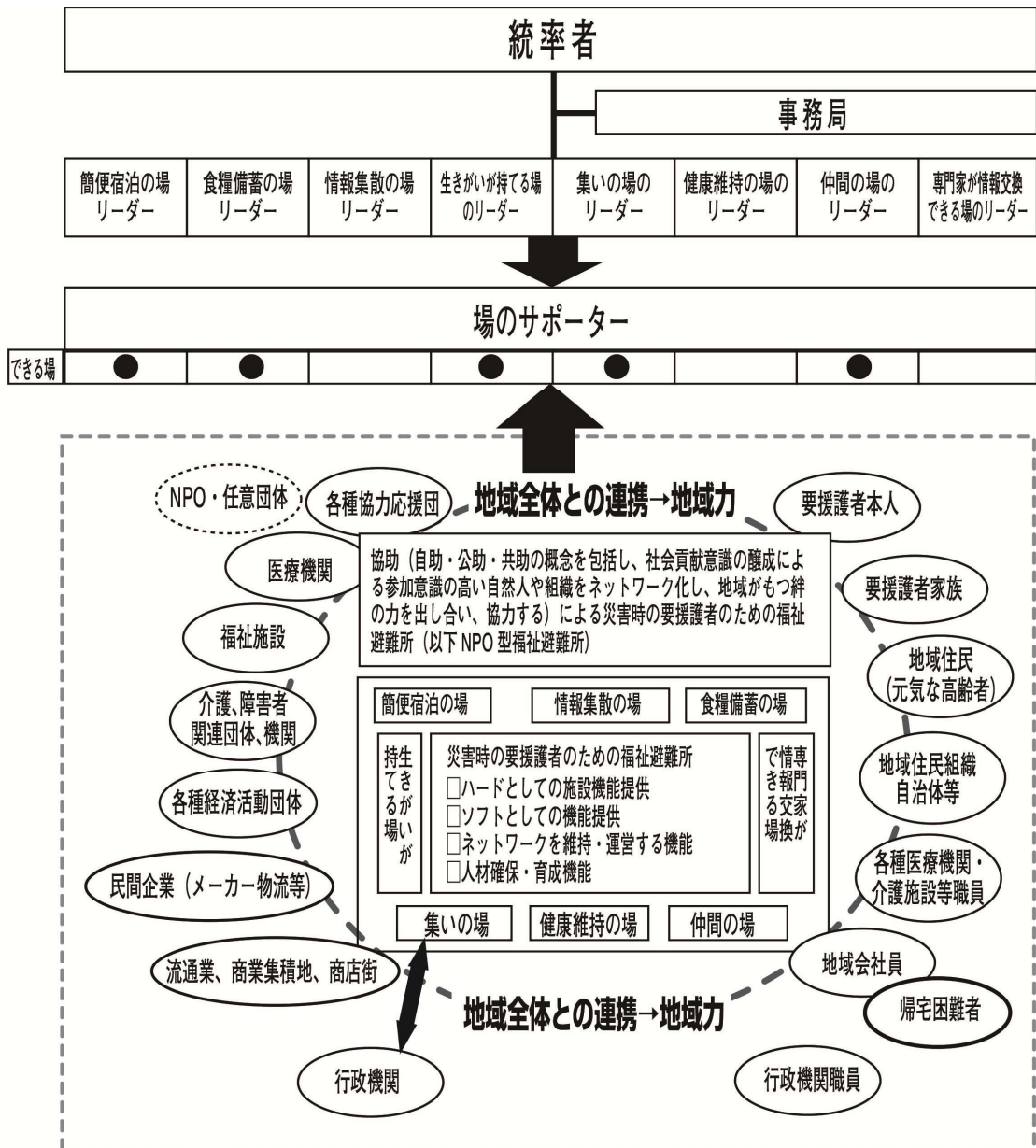
NPO型福祉避難所を運営するにあたり統率者の指示のもとに各場の状況の把握や各場間の調整等各種活動状況の実務的集合所です。

事務局を統率する事務局長(統率者兼任が良い)のもとに協助活動を実践していきます。

なお、NPO型福祉避難所におけるの対外接触活動は(例えば公的避難所への誘導等や行政機関との協力関係の推進等)事務局主導で実施し、行政機関の指示は受けない(当初の3日間程度)という認識をもつことも重要です。

2 参加できる場を意識しておく

NPO型福祉避難所で支援することを事前登録した人は、自分ができること、能力、経験や役割を確認したうえで、NPO型福祉避難所を組成した組織上に自分が活動できる場を明示しておくこと緊急的対応が可能となります。



災害時における取り組み

災害が発生した時には以下の手順を進めていきましょう。

但し、緊急の対応が予想される為、順序にこだわらず、できることから進めましょう。

また進めた場合には統率者、事務局、場のリーダーへの報告・連絡・相談を欠かさないようにしましょう。

1 NPO型福祉避難所の開設

【開設の条件】

- (1) 該当地域での暴風・大雨・洪水・高潮の各警報が1つ以上発表され、被害の発生が予想されると判断されるとき
- (2) 地域の川や用水路の氾濫注意報(警戒水位)が発表され災害発生が予想される場合
- (3) 津波警報が発表された場合
- (4) 地域で震度5強以上の地震が発生した場合
- (5) その他首長が行政担当部署に非常配備を指令した場合

【組織の立ち上げ】

- (1) 地域力ネットワークを構成し、NPO型福祉避難所を災害前から開設している組織は、統率者のもとに場のリーダーとともに速やかにNPO型福祉避難所を開設する。
- (2) その際、日々の用に用意された「場の準備活動手順書」に基づき受け入れ準備を実施する。
- (3) 受入については、自助活動で対応している「災害時要援護者用防災手帖」の記載情報を基に対応する。
- (4) 場のリーダーの不存在の場合は事務局員がその任にあたる。
- (5) 開設期間は3日程度とする。

2 NPO型福祉避難所活動の実施手順

組織の早急な立ち上げ(統率者のリーダーシップ)により、以下の手順をできるものから始めます。

【ハード施設確認】

(1)要援護者とその家族の避難場所の確保を最優先とする。

あらかじめ想定、創設していたNPO型福祉避難所が災害時に使用不可能の場合が想定されます。その際は、屋外での避難場所の確保に切り替えて、テント等のハード施設の変更対応を実施します。

(2)ハード施設の安全確認

①確認事項例

- ・ ガラス、外壁、土台の破損など外観上の状況
- ・ 玄関、非常口などの状況
- ・ 水道施設の使用状況、電気設備の安全確認
- ・ ガス設備の安全確認

②立ち入り禁止スペースの指定

【ソフト機能提供準備と実施】

(1)場の状況確認(即時対応可能な場からの受入者への情報開示

(2)各受入者の個別状況確認と災害時トリアージによる状況明示

(3)健康不良の要援護者やその家族への健康の場への優先対応

(4)生活リズムの構築対応

・協助による地域カネットワークの構成員で生活リズムを維持することに最善を尽くしましょう。

・「生きがいもてる場」を提供するために各自が対応できる役割の任命と行動開始指示を行います

・「生きがいもてる場」の活動状況の事務局調整(優先順位など)を行います。

【ネットワークを維持・運営する】

(1)地域でのNPO型福祉避難所の参加者の維持や参加者増大

(例えば帰宅困難者の参加の増減)

(2)日々の変化対応や公的避難所からの受入要請による場の利用資源対応限界対応(例えば要援護者用備蓄品の枯渇)

(3)緊急処置事項の多頻度化による専門家不足対応への対処

(4)医療・看護・介護の継続

(5)その他他組織との調整

【人材確保】

(1) 帰宅困難者の活動参加調整

- ・防災・減災対応研修受講者は即座に現場対応してもらう。
- ・未受講者等の支援内容については事務局にて状況を考慮して対応します。

(2) ボランティアの受入要請と支援要請内容の確認と管理

- ① 事務局は運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターに要請します。
- ② ボランティアに分担する業務は、避難施設生活に関する業務の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。
 - i) 災害時要援護者介護、看護活動の補助
 - ii) 清掃及び防疫活動への応援
 - iii) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
 - iv) 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
 - v) 場のサポーターとしての参加
 - vi) その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

【その他の活動】

(1) 公的避難所設置書類等への対応

平成20年6月内閣府より提示された「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」によると、避難所には、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておく必要があります。

- ・ 避難者名簿
- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 避難所用物資受払簿
- ・ 避難所設置及び避難者人数の状況
- ・ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ・ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

このほか、生活相談員（ボランティアを含む）の出勤簿についても整備、保存しておくといでしょう。

これらの報告書等のなかで、「避難者名簿」については、下記のような様式で対応しておくこととNPO型福祉避難所閉鎖後、公的避難所への移送や公的避難所での生活に役立ちます。

(2)避難者名簿

要援護者とその家族の避難者名簿

(家族もしくは要援護者代表者氏名)

「災害時要援護者用防災手帖NO _____」

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 実施

①	要援護者氏名		電話	
	住所			
②	入所年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	※避難した人だけ書いてください。			
	氏名	年齢	性別	備考
	緒 の 家 族			
③	家屋の状況			
	連絡先			
	特別な配慮事項			
④	問い合わせ対応時の名前の開示の如何			

(3) 災害時要援護者用防災手帖情報のメンテナンス

災害時要援護者やその家族が事前準備していた、「災害時要援護者用防災手帖」については、NPO型福祉避難所での生活状況についても書き加えていくようにしましょう。

3 福祉避難所における福祉サービス等の提供

(1) NPO型福祉避難所の対応

被災前から受けている医療・福祉サービスが受けられないことのないように代替対応が可能となるよう、災害発生前から想定して対応しておきましょう。

①市区町村の福祉サービスの提供例

以下の内容が市区町村で実施されることが考えられますが、いずれにしても災害発生時から相当期間が経過したあとの対応になることから、NPO型福祉避難所においては、有する機能をフル活用して対処していくことが重要です。

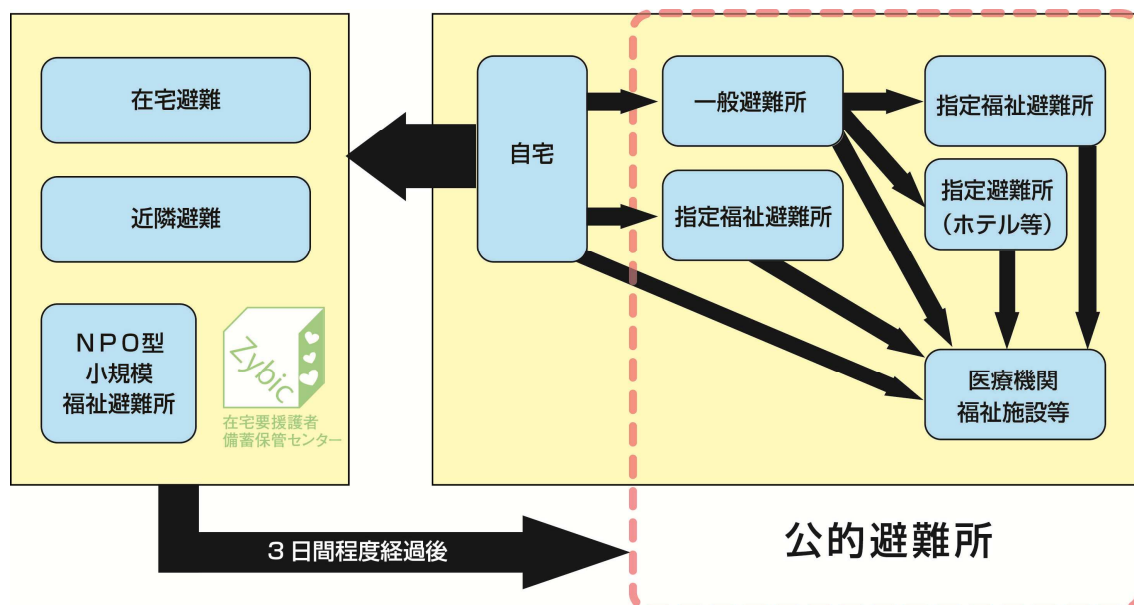
- i) 災害時要援護者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けられるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している災害時要援護者に対して必要な福祉サービスを提供する。
- ii) 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定している。

4 NPO型福祉避難所の閉鎖

NPO型福祉避難所に閉鎖については、NPO型福祉避難所の緊急入所等との関係でも触れたようにNPO型福祉避難所と公的避難所との時間的経過を含めた関係（以下の図表）のとおり災害発生3日間程度を境にした対応です。

したがって、公的避難所が機能発揮する段階で、NPO型福祉避難所に入居していた災害時要援護者やその家族に関する動向についての情報を継続的に対応できるように手続きを取り、要援護者が安心して過ごすことができるようスムーズな移行を進めることも重要となります。

公的避難所との関係



おわりに

いつ起こるのか予想の難しい災害への備えは、日常生活を送ることで手一杯の要援護者やそのご家族にとっては、大変な労力があることなので、自分たちだけではつい後回しになりがちだと思います。でもできる限りの備えをしておくことで、被害を少しでも小さくすることができます。

私たちは公的な支援が届くまでの発災直後から3～4日間程度の在宅要援護者にとって最も過酷な時期に注目し、いのちをつなぐために必要な支援対策を研究し、進めています。特に、絶対数も足りず、十分な機能も果たせなかった「福祉避難所」の補完となる「避難拠点の創生」をテーマに取り組んでいます。

自分や家族の身を自分自身で守る「自助」の力、公的な支援である「公助」の力、ご近所さんなどと互いに助け合う「共助」の力、そして在宅での暮らしを日頃から支えてくれている医療・看護・介護関係者や施設、企業や団体、機関など・・・。

「自助」「公助」「共助」3つの力を包括して、地域のあらゆる人や組織が持っている力を出し合って、協力すること「協助」の力で、多くの在宅要援護者のいのちが救え、大災害を乗り越えられるものと考えています。

地域における継続的な情報交換活動と実施展開により、各地にひとつでも多くのNPO型福祉避難所が創生されることを望みたいと思います。